

彼方「あなた」

校長通信
H25.6.25
Vol.11

【上手に付き合おう！スマホ・携帯・PCと！】

最近インターネットの書き込みによるトラブルがマスコミ報道でしばしば取り上げられています。市内の中学校でもいくつかありました。「学校を爆破するぞ！」「生徒を痛めつけてやる！」などと脅迫したり、学校内でいろいろなランキングをし、友達を傷つけてしまったりというものです。前者は、威力業務妨害で警察が犯人を捜しています。（実際の書き込みはプロバイダーが特定されれば直ぐに犯人が誰かわかるそうです。）後者は名誉毀損で訴えられる可能性があります。

パソコンやスマートフォン、携帯電話等を使って様々なサイトに書き込んでしまうと、それが犯罪行為となって処罰を受ける場合が出てきます。七月の参議院選では初めてインターネットによる選挙活動が認められました。未成年者でも勝手に選挙に関わる書き込みをすると罰せられることも出てきます。

便利なものでも使い方を間違えると取り返しのつかないことになってしまいます。特に一度書き込んだものやアップしたデータはなかなか消せません。仮に削除キーを押して自分の画面上では見えなくなつたとしても、他の人のパソコンには情報が残つたりすることもあります。2チャンネルや裏サイトの書き込みは直ぐに自動コピーされてしまいます。便利なものほど使用上の注意やルールを守って使わなければなりません。

以前テレビ番組で「スマホ18の約束」というアメリカの母親が十三才の息子にiPhoneをプレゼントした時に一緒に渡した手紙が紹介されました。

『スマホ18の約束』

～前置きのメッセージ～

メリークリスマス♪

あなたは今からiPhoneを持ってますが、テクノロジーに振り回されることなく、健康でしっかりとした青年に育てるのが私の役目よ。

① このスマホは私が買ったのよ。あなた（息子）に貸しているだけです。

② パスワードは私が管理します。

③ これは電話。なったら必ず出ること。私の電話を無視しないでね。

④ 学校がある日は十九時半、週末は二十一時には、私に預けなさいね。

⑤ 学校に持って行ってはいけません。メールするお友達とは直接お話しなさい。会話は人生のスキルです。

⑥ もし水につけたり、落としたりして破損した場合は、修理はあなたの責任よ。修理代はあなたの誕生日やお手伝いから支払いなさい。

⑦ ウソをついたりバカにしたり、人を傷つけないようにテクノロジーを使ってはダメよ。

⑧ お友達に面と向き合って言えない言葉はメールでも送ってはダメよ。

⑨ 友達の親の前で言えない言葉はメールで送ってはいけません。

⑩ ポルノは禁止。情報は私と共有してね。知りた

いことは私かパパに聞いてね。

⑪ 公の場では電源を切るかマナーモードにして人に迷惑をかけてはいけません。

⑫ 大事な部分（アダルト）の写真はやり取りしないでね。笑うかもしれないけどいつかあなたも興味がわく日が来るわ。インターネットは巨大で強力に拡大するから恥ずかしい行いは二度と取り消すことができないの。

⑬ 写真やビデオのすべてを記録する必要はないの。自分自身の体験を大切にしてください。

⑭ とくときスマホは家に置いて行きなさい。携帯は生き物でもあなたの一部でもないの。これなしでも暮らしていけるのよ。取り残されるのを恐れず、器の大きい人間になりなさい。

⑮ いい音楽（クラシックや流行曲）をダウンロードして聴きなさい。

⑯ ワードゲームやパズル、知能ゲームで遊びなさい。

⑰ 上を向いて歩きなさい。周囲の世界に目を向けなさい。会話をしなさい。グーグルで検索ばかりしないであなたの頭で思考しなさい。

⑱ 約束を守れなかったら没収します。もう一度使いたい方を話し合い、はじめからやり直しましょう。あなたと私は常に学んでいるチームメイトです。一緒に答えを出していきましょう。

もう一度各家庭でスマホや携帯の使い方についてルールを確認し、正しい使い方を身につけて欲しいものです。

これらの禁止行為は処罰の対象となります！

選挙運動の方法等に関する規制(例)

有権者は電子メールを使って選挙運動をしてはいけません！

電子メールを使って選挙運動用の文書図画を頒布できるのは、候補者・政党等に限りです。有権者は候補者・政党等から送られてきた選挙運動用電子メールを転送により頒布することもできません(公職選挙法第142条の4、第142条、第243条)。



未成年の選挙運動は禁止されています！

年齢満20歳未満の者は、インターネット選挙運動を含め、選挙運動をすることができません(公職選挙法第137条の2、第239条)。インターネットが身近な世代だけに、保護者の監督も重要です。



HPや電子メール等を印刷して頒布してはいけません！

選挙運動用のホームページや、候補者・政党等から届いた選挙運動用の電子メール等、選挙運動用の文書図画をプリントアウトして頒布してはいけません(公職選挙法第142条、第243条)。



選挙運動期間外に選挙運動をしてはいけません！

インターネット選挙運動が解禁になっても、選挙運動は、公示・告示日から投票日の前日までしかすることができません(公職選挙法第129条、第239条)。



誹謗中傷・なりすまし等に関する刑罰(例)



候補者に関し虚偽の事項を公開してはいけません！

当選させない目的をもって候補者に関し虚偽の事項を公にし、又は事実をゆがめて公にした者は処罰されます(公職選挙法第235条第2項)。



氏名等を偽って通信してはいけません！

当選させる、もしくは当選させない目的をもって真実に反する氏名、名称または身分の表示をして、インターネットを利用する方法により通信した者は処罰されます(公職選挙法第235条の5)。



悪質な誹謗中傷行為をしてはいけません！

公然と事実を明らかにし、人の名誉を毀損した者は処罰されます(刑法第230条第1項)。事実を明らかにせずとも、公然と人を侮辱した者は侮辱罪により処罰されます(刑法第231条)。



候補者等のウェブサイトを改ざんしてはいけません！

候補者のウェブサイトを改ざんするなど、不正の方法をもって選挙の自由を妨害した者は、選挙の自由妨害罪により処罰されます(公職選挙法第225条第2号)。不正アクセス罪(不正アクセス行為の禁止等に関する法律第3条、第11条)にも該当します。

候補者に対して、悪質な誹謗中傷をする等、表現の自由を濫用して選挙の公正を害することのないよう、インターネットの適正な利用に努めて下さい。(公職選挙法第142条の7)

(注) プロバイダ等(プロバイダ、掲示板の管理者等)は、自己の名誉を侵害されたとする候補者等から申出を受けた場合、一定の手続きを経た上で、その文書図画を削除することがあります。

※本資料は概要であり、詳しくは、総務省HPをご覧ください。 [ネット選挙運動総務省](#) [検索](#)